

2026年度事業計画

それぞれの弁理士道を極めよう！尖(とが)れ、弁理士！

弁理士の多様な活躍に光を当てよう

第1 はじめに

日本は、他の主要国に比較して、企業資産に占める知的財産や無形資産の割合が低く、研究開発投資が伸び悩んでいるため、経済停滞が続いています。この現状からいち早く脱却して日本経済の再活性化を図るためには、企業の知的財産・無形資産の価値を向上させる必要があります。そのために知的財産を創出した者に経済的利益を保証する知的財産制度が、今以上に幅広く活用されるようにすることが急務です。

知的財産の専門家である弁理士は、企業を知的財産・無形資産の価値向上に導くべく、知的財産制度がより広い範囲で利用されるように、新たな視点から見出された業務にチャレンジするべきです。このチャレンジによって弁理士の付加価値が企業に認められ、相応の対価が弁理士にもたらされる環境を構築することができ、知的財産業界に優秀な人材を引き込むことができます。

生成AIが急速に進歩し、社会が劇変していくなかで、その変化をチャンスとして、高度専門家人材としての弁理士の活躍の場を広い分野に拡大していきます。弁理士による知財経営コンサルをさらに普及させ、農水事業者やエンタメ・クリエイティブ産業の事業者の知財活動を活性化させ、弁理士が標準化戦略策定にも積極的に関与していけるよう、弁理士の育成、事業者の知財リテラシー向上に尽力します。

前年度事業から始まった2年の活動を本年度末に目標に到達させます。知的財産を活用した企業の挑戦の支援、弁理士の存在感の向上及び弁理士の活躍の支援を通じて日本経済の再活性化を目指す施策を進めていきます。

第2 施策の概要

このような考え方にに基づき、①企業挑戦の支援、②弁理士の存在感の向上、③弁理士の活躍の支援の各目的に応じた事業施策を通じて、日本経済の再活性

化を目指します。

1. 重点事業施策

上記①～③の目的に関して重要施策となる重点事業施策を行います。各分野で活躍する弁理士のロールモデルの提示や、知財経営支援ネットワークの強化および農林水産事業者への対象の拡大などを行います。

2. 事業施策

①企業挑戦の支援、②弁理士の存在感の向上、③弁理士の活躍の支援の各目的に応じた事業施策を行います。具体例として職業としての弁理士の魅力向上のための検討、知財経営コンサルビジネスの普及、農水知財活性化や標準化のための施策、事務手続のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等の施策を行います。

第3 具体的施策

一. 重点施策

（1）ロールモデルの発表

若手弁理士や弁理士志望者に対し、弁理士としてのロールモデルを示すことで、将来の目標としてもらい、人材の獲得および育成を図ります。また、企業において未だ広く知られていない弁理士の活用方法を示し、弁理士の業務のさらなる拡大を目指します。これらの目的のため、まずロールモデルとなる弁理士を選定し、その活動内容などを内外に発信するとともに、当該業務の遂行に必要なスキルを明らかにして会員への研修を行う事業を進めています。前年度の対象とした、知財コンサルティング、ブランディング戦略、オープン&クローズ戦略、DE&I、SEP 判定は、研修の実施、業務掘り起こしのための情報発信、職業としての弁理士の魅力の発信を進めつつ、今年度の新たなテーマとして、農水事業者の知財活性化等、将来的にビジネスが広がる対象を選んで進めます。

[実施機関] 執行役員会、研修所、広報センター、ロールモデル委員会

（２）知財経営支援の強化（農林水産を含む）

日本弁理士会、特許庁、INPIT、日本商工会議所及び中小企業庁による「知財経営支援ネットワーク」は、全国的な知財経営支援体制として拡充が進められています。本会は、この枠組みの中で弁理士が中核的役割を果たし、知的財産を活用した経営支援をより実効的かつ継続的な形で社会に浸透させていきます。

特に、「知財経営支援モデル地域創出事業」を積極的に活用するとともに、各地域会が経済産業局、INPIT、地方自治体等の協力を得て、弁理士が中心的役割を担う地域単位の知財経営コンサルティング体制を整備・拡充します。

また、農林水産業分野においても、農林水産省と連携をとり、経営センター、農林水産知財対応委員会及び各地域会が連携し、農水関連事業者に対する知財経営支援を強化します。スマート農業技術、地域団体商標、地理的表示（GI）、新品種、ノウハウ、栽培環境データ等の保護と活用を支援し、農水分野における知財経営支援の構築を推進します。

さらに、知財経営支援に投入できる弁理士の質と量の両面を担保するため、人材育成の体制を拡充します。具体的には、座学研修による理論的基盤の強化、ワークショップによる実践的課題解決力の育成、OJTによる現場対応力の養成を組み合わせた三層構造の研修体系を整備し、知財経営支援を担う人材を育成します。

これらの取組を通じて、弁理士がスタートアップ、中小企業、中堅企業、農水関連事業者等に対して、知財を核とした経営変革をプロデュースする「知財経営コンサルタント」としての社会的地位を確立し、知的財産を基軸とする地域経済・産業の持続的発展に寄与することを目指します。

〔実施機関〕 各地域会、知的財産経営センター、農林水産知財対応委員会

二．事業施策

1．企業挑戦の支援のための事業施策（目的①）

（１）エンタメ・クリエイティブ産業への人材育成と情報発信

海外展開を見据えたエンタメ・クリエイティブ産業戦略の現状と問題の抽出を行い、現状を把握した上で、エンタメ・クリエイティブ産業戦略における知的財産業務と周辺業務（契約、利用規約、著作権の許諾やその他の管理業務を含む）

の研究・検討を行い、エンタメ・クリエイティブ産業戦略において弁理士が関わるべき業務の抽出と人材育成を行います。対外的にエンタメ・クリエイティブ産業の保護育成には高度専門人材である弁理士の関与が必要であることを理解してもらうための情報発信を行います。

[実施機関] エンタメ・クリエイティブ WG

(2) 知的財産の経済的価値・企業価値を向上するための検討

我が国において知的財産の経済的価値、企業価値向上のために広報活動を行う施策を検討致します。

また、企業における知的財産・無形資産の評価手法の在り方を研究し、企業に情報を発信することで、企業価値を高める投資を判かりやすくし、企業の経済活動の活性化を後押しします。

[実施機関] 執行役員会、知財プレゼンス向上委員会、知的財産経営センター

(3) 生成 A I 時代に適応した弁理士業務の検討

進化の速い A I ツールを弁理士業務に利用する際のユースケースについて継続して検討を行います。当該検討に基づいて、会員が安心して A I を業務に活用できるように「A I ツール利活用ガイドライン」の適時の改定を検討します。また、A I ツールの利活用による業務効率化の手法等を主とする会員向け研修を開催し、会員の A I ツール対応力の向上を目指します。

[実施機関] A I 利活用 WG、研修所、経営基盤強化委員会

(4) 標準化に関する取組強化

2025年6月公表の日本産業標準調査会 (JISC) 基本政策部会の取りまとめ (日本型標準加速化モデル 2025) において、弁理士は「標準化戦略人材」および「規格開発・交渉人材」として位置づけられ、とりわけオープン・クローズ戦略の立案やそのサポートを担うことに期待されていることが示されています。この期待に応えるべく、産業標準委員会や知財・標準化一体的活用検討WGを中心に標準化の現場で主導権を取るのに求められるスキルに関する研究を行い、会員研修で対応できる弁理士を増やしていきます。

[実施機関] 産業標準委員会、知財・標準化一体的活用検討WG、知的財産経営センター、研修所

(5) 中小企業・スタートアップへの啓発

中小企業・スタートアップに対して直接の働きかけをおこなうことを継続します。具体的には、「VCへの知財専門家派遣プログラム」などの特許庁の事業を通じて、中小企業やスタートアップに対して直接働きかけを行う機会を増やし、中小企業等が知財に関心を持ち、自らの企業の発展に知財を活用できるきっかけづくりを行うことを継続します。

[実施機関] 知的財産経営センター、各地域会、知的財産支援センター

2. 弁理士の存在感の向上のための事業施策（目的②）

(1) 弁理士法改正への対応

弁理士が、知的財産の専門家としての役割を果たすため、幅広く知的財産制度を活用して企業を守るに際し、円滑な業務の遂行に支障をきたさない環境を整備します。この整備に必要な弁理士法改正について取り組みます。

[実施機関] 弁理士法改正委員会

(2) 日本から海外への情報発信等

(ア) 日本の知的財産制度の魅力を発信の継続

日本弁理士会が中心となって、特許庁、産業界等とも連携しつつ、また国際情勢や経済環境の変化を考慮しつつ、日本の知的財産制度の魅力在海外に発信する施策を引き続き行います。

[実施機関] 国際活動センター、執行役員会

(イ) 模倣品対策・水際対策についての広報

日本からの海外出願を促すべく、「海外における模倣品撲滅には海外出願」等のキャッチフレーズを、日本弁理士会が主催する知財セミナーで積極的に発信することを検討します。また、会員向けのセミナーでは、税関における手続の説

明や国内外模倣品対策の概況などの共有を継続して行います。

〔実施機関〕 広報センター、貿易円滑化対策委員会、国際活動センター、セミナーを開催する各種機関

（３） 弁理士及び日本弁理士会の活動を周知するための広報戦略

知的財産及び弁理士の認知度向上をタイムリーかつ広範囲に行うため、日本弁理士会の活動を SNS 等を使って周知します。また、日本弁理士会全体の方針と協働して広報活動を行ない、特許庁をはじめとする関係団体との連携強化を図るとともに、各関係団体に対し弁理士の職業認知度の向上に向けた活動に力を入れます。

〔実施機関〕 広報センター、各地域会、国際活動センター

（４） 弁理士紹介制度の拡充

弁理士紹介制度は、東海会に続き関東会、関西会が運用し、2024年度には九州会、東北会、2025年度には中国会・四国会に拡充されています。残る2つの地域会の意見を聞きつつ、これらの地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方について引き続き検討します。

〔実施機関〕 弁理士紹介制度検討WG、知的財産経営センター、各地域会

（５） 知財創造教育の強化

大学、高専、高校、小中学校における知財創造教育を必要に応じて改善しつつ継続します。

（ア） 大学における知財創造教育の強化

各地域会での実績に基づき、知財創造教育に関する大学寄附講義への弁理士派遣事業の全国展開を強化します。

〔実施機関〕 知的財産支援センター、各地域会、DE&I推進委員会、知財プレゼンス向上委員会

（イ） 技術体験コンテンツの開発

万博で実施した技術体験コンテンツを知財創造教育として年間を通じて教育

機関に提供できる教育コンテンツとして確立します。開発初年度の目標として高専機構を通じて数校で技術体験コンテンツを実施し、恒常的なコンテンツとしての課題を抽出いたします。

[実施機関] 知的財産支援センター

(ウ) 小中学校、高校、高専における知財創造教育

児童及び生徒に対する知財創造教育の支援を拡充します。知的財産に関する教育には高い専門性が求められるので、教員を対象とした知財創造教育の支援活動に役立つコンテンツの周知を図ります。

[実施機関] 知的財産支援センター、執行役員会、各地域会

(エ) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト等の強化

高校生、高専生、大学生等を対象としたパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化を図ることで、知財創造教育を弁理士の未来の業務につなげていきます。

[実施機関] 知的財産支援センター、各地域会

(6) 職業体験イベントの実施

キッザニア*にて弁理士ウイークの実施を行い、子供たちに「弁理士」の職業体験を通して、権利を不正な利用から守ることの意義や、身の回りの知的財産を守ることの大切さを学ぶ機会を提供します。(※「キッザニア」は キッザニア エス.アー.ペ.イ.デセ.ヴェ. の登録商標。)

ひいては、「弁理士」のプレゼンスを向上させます。

[実施機関] 広報センター

3. 弁理士の活躍の支援のための事業施策 (目的③)

(1) 特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携

(ア) 特許庁と日本弁理士会との連携の強化

執行役員会が中心となって、特許庁の対応組織に対して日本弁理士会との連

携強化を継続します。これにより、特許庁と日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた活動を継続することのほか、ロールモデルの公表、新たな活動（知的財産の高揚普及、研究、教育等）を協力して行います。

また、特許庁主催の審判実務者研究会、INPIT 主催の審査応用能力研修などについて、より多くの共同研究が行えるよう特許庁等に提案をします。また、日本弁理士会主催の共同研究を提案し、その際には、審査官等に弁理士の実務を知ってもらえることを含めた研究内容とすることも検討します。

〔実施機関〕 執行役員会、各委員会、研修所

（イ）各自治体との支援協定締結の推進

日本弁理士会との支援協定が締結されていない自治体について、各地域会の実情に応じて支援協定の新たな締結を目指します。

〔実施機関〕 執行役員会、各地域会、知的財産経営センター

（ウ）経済産業局等と地域会との協力体制の継続

各自治体のみならず、各地方の経済産業局等との協力体制を継続します。具体的には、各経済産業局等の予算編成期に合わせて知財関連事業の提案などを行うことで、次年度の協力事業とその予算を確保していただき、地域会の事業として、金融機関との連携を図りつつ、中小企業・スタートアップの支援事業を展開することを目指します。

〔実施機関〕 執行役員会、各地域会、知的財産経営センター、知的財産支援センター

（エ）各団体との協力関係の構築

執行役員会が中心となって、裁判所、経済産業省、INPIT、知財協、WIPO、経団連、農水省、AIPPI、FICPI、JETRO 等の各種関係団体との会合等を行い、連携を強化します。これにより、日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた活動を継続することのほか、ロールモデルの公表・周知の協力を模索するとともに、新たな活動（知的財産の高揚普及、研究、教育等）を協力して行います。

[実施機関] 執行役員会、各地域会、各附属機関、各委員会

(2) 受託事業入札案件の応札

前年度に獲得した全省庁統一資格を用い、関連団体が実施する入札案件の応札を行います。このような案件を受託して弁理士を派遣する事業を差配することにより、派遣される弁理士の報酬額をコントロールすることで、弁理士報酬の適正化を目指します。更に会務活動を行っている会員を優先的に受託事業に派遣するなどの方策を講じることにより、会務活動、特に地域における会務活動の活性化を図ります。

[実施機関] 受託事業対応WG、執行役員会、地域会

(3) 地域会事業の効果的推進

地域会と本会の意見交換を拡充し、地域会の柔軟な運営を推進します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

(4) DE & I の推進

多様な属性の全ての弁理士が日本弁理士会および所属組織において尊重され、能力を発揮できる環境づくりの構築を目指します。関係機関と連携し、多様な属性やバックグラウンドを持つ人材を知財業界へ呼び込み、知財の専門家として活躍できる環境を醸成する施策を検討します。また、前年度検討した、役員会における女性比率のあり方や女性が役員に就任する際の課題に基づき、施策等を検討します。さらに、執行役員会におけるDE & Iに関する方針を発信します。

[実施機関] DE & I 推進委員会

(5) 広告ガイドラインの周知徹底、マナー講習、ハラスメント対策等の広報及び研修の実施

広告ガイドラインの明確化、マナー講習、ハラスメント対策等、会員への継続的な周知活動及び研修を実施します。特に、ハラスメント対策は、2028年度の倫理研修に組み込み全会員が定期的を受講するように準備いたします。

[実施機関] 研修所、コンプライアンス委員会、会長室、執行役員会

(6) 知財・無形資産を活用し、自社の成長に結び付ける組織内弁理士の育成

組織内弁理士が自組織内で、その組織が成長するための知財・無形資産を創造し活用することができるように、各世代別のビジョン、およびその具体的アクションを検討します。また、経営層への知的財産の価値認識度の現状を把握するとともに、知財・無形資産ガバナンス（知財・無形資産を活用し自組織を成長させるスキーム）及び知財コンプライアンスについて経営幹部に対して提言し、自組織内の知財プレゼンスを向上させることができる組織内弁理士の人物像を検討します。

〔実施機関〕 知財プレゼンス向上委員会、研修所、執行役員会、広報センター

(7) 知財情報の標準化

特許事務所における事務手続の効率化を目的に、クライアントごとのデータ入力作業の標準化を目指します。特許庁やベンダー・日本知的財産協会等と協議しながら各事務所やクライアントの事件管理に必要な情報のフォーマットの共通化、データの標準化に対する提案を行います。

特許事務所におけるDXの支援を検討します。例えば、事務手続のDXを推進する事業を積極的に実行し、クライアント毎のデータ入力作業を効率化する施策を検討します。

クライアントにとっても社内管理ソフトウェア全体に関連する問題であるため、日本弁理士会がソフトウェアを作成しても利用が高まることは難しい状況です。ソフトウェアではなく、例えば財務情報におけるXBRLのように、データを標準化することを念頭に、事務的作業の効率化を特許庁、および関係団体と協議を行い、情報収集から進めます。

〔実施機関〕 執行役員会、知財情報標準化WG、情報企画委員会、特許制度運用協議委員会

(8) 事務所DXに関する勉強会の開催・情報提供体制の拡充

少人数の特許事務所や、情報システム部門が不十分な特許事務所であっても、業務効率化を図るための勉強会や、最新の各種DXツールに関する情報提

供を拡充します。また、情報セキュリティリテラシー向上に向けた情報発信を行います。

[実施機関] 経営基盤強化委員会、情報企画委員会、研修所

(9) 日本弁理士会の事務業務のDX化推進

日本弁理士会の研修システムを含む事務業務をDX化して、業務効率を向上させます。

[実施機関] 執行役員会 情報企画委員会、研修所

(10) 国内外の情報収集・分析・管理

国内外における知的財産関連情報、制度情報を収集・分析・管理し、業務や会務活動に活用可能な情報の提供・利用の検討を行います。

[実施機関] 執行役員会、国際活動センター、会長室、中央知的財産研究所、知財制度検討委員会、各委員会

(11) 弁理士の適正な費用請求を支援する方策

顧客に対して適切な費用を請求すべきことについての会員への周知を行います。また、弁理士の置かれている現状を特許庁及び公正取引委員会と共有し、対策について検討します。企業の経営者層に弁理士の必要性、重要性を認識頂くための活動を行います。

各士業との連携（各士業の衰退が国民生活に影響を与えることの周知）を検討します。

具体的には、事例収集の会員アンケートの結果を踏まえて公正取引委員会との意見交換会を実施し、依頼者からの無理な要求等の「弁理士業界用の独禁法違反事例集」を作成します。また、弁理士の報酬に対する意識改革を進めるために公正取引委員会による会員研修を実施します。

[実施機関] 総合企画政策委員会、経営基盤強化委員会、執行役員会

(12) 業務支援の仕組みづくり

電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境について引

き続き検討し必要に応じて整備します。

[実施機関] 情報企画委員会、中央知的財産研究所

(13) 弁理士の倫理観の向上

弁理士法の職責条項を全うするため弁理士の職業倫理観だけでなく一般的倫理観の向上に努め、人材の育成・強化を図ります。

新たな業務を行う場合に倫理規定に抵触する可能性も存在します。報酬分配を制限するための方策、および周旋の対価支払いの禁止を含め、新たな弁理士業務と弁理士の倫理観を検討し、会則改正を目指します。

[実施機関] コンプライアンス委員会、総合企画政策委員会、執行役員会、研修所

(14) 会員の会務参加を促すための施策の検討

日本弁理士会の会務運営への参加や弁理士の専門知識を活かした社会貢献活動を促すための施策を検討します。

[実施機関] 会員活動活性化委員会、研修所、各地域会

(15) 自然災害発生時の備え方を含む防災意識の啓発促進

いつ発生するかわからない自然災害に対し、防災の観点から、各会員に役立つ情報収集、取りまとめ及び周知を促進します。

また、広域災害発生を想定し、本会と各地域会との連携体制等を検討します。

[実施機関] 執行役員会、防災会議、各地域会

以上